

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 8 年 1 月 3 0 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 件名	秋田市基幹系システム操作支援業務委託
(2) 委託内容	別紙「秋田市基幹系システム操作支援業務委託仕様書」のとおり
(3) 履行場所	秋田市の指定する場所
(4) 委託期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
(5) 入札参加要件	①プライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得していること ②秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること ③過去 2 年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること ④地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと ⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと ⑥本市の市税に滞納がないこと ⑦申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと
(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和 8 年 1 月 3 0 日(金)から令和 8 年 2 月 9 日(月)まで (※土曜、日曜および祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)
受付場所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市企画財政部情報統計課情報政策担当（本庁舎 5 階）

(7) 仕様書の配布	
配布期間	令和 8 年 1 月 3 0 日(金)から令和 8 年 2 月 9 日(月)まで (土曜、日曜および祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)
配布場所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市企画財政部情報統計課情報政策担当 (本庁舎 5 階)
(8) 指名(非指名)通知	令和 8 年 2 月 1 2 日(木)に F A X 又は電子メールで通知
(9) 入札	
日時	令和 8 年 2 月 2 4 日(火) 午後 2 時
場所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所情報統計課会議室 (5-B 会議室)
入札保証金	秋田市財務規則第 1 0 9 条の規定による
(10) 契約日	令和 8 年 3 月 2 日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

(イ) 営業経歴書（様式 2）

(ウ) 誓約書（様式 3）

(エ) 市税の納税証明書（完納証明書）

- ・申請日前 3 か月以内に秋田市で発行されたもの。写し可。
- ・秋田市に課税されていない場合は、(オ)の書類を発行窓口（秋田市市民税課）に提示すること。

(オ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(申請日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可)

イ アの(ア)、(イ)および(ウ)の様式は、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

エ 本入札に関して質疑がある場合は申込書の提出に併せ、質問状（様式自由）を提出してください。また、質問状についての回答は、入札参加申込者すべてに、令和 8 年 2 月 1 2 日(木)の指名(非指名)通知と共に送付します。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名を通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知によりその旨を通知します。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 入札書の入札金額に委託期間の総額を記入してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としません。予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回を限度に行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとします。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

ク 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承のうえ、参加してください。

ケ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。

3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書は、返却しません。

(3) 問合せ先

秋田市企画財政部情報統計課情報政策担当

電 話 018-888-5468

FAX 018-888-5469

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者および従事者の届出)

第4 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者および従事者を定め、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

(派遣労働者等)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(作業場所の特定等)

第6 乙は、個人情報を取り扱う作業場所を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から、持ち出してはならない。

(従事者への教育等)

第8 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損

の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第 10 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第 11 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第 12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第 13 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第 14 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第 15 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第 16 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第 17 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契

約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第 18 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第 19 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 20 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等の公表)

第 21 甲は、乙がこの契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 22 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第 23 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注)「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。